

奈良県立高等学校インクルーシブ教育推進校設置要項

平成26年 5月14日

奈良県教育委員会

1 趣旨

共生社会の実現に向け、県立高等学校と県立高等養護学校との交流及び共同学習を推進し、平成28年4月より県立高等養護学校の分教室を設置するため、県立高等学校に「奈良県立高等学校インクルーシブ教育推進校」（以下、「推進校」という。）を設置する。

2 推進校の指定

推進校及び県立高等養護学校の各教員が連携を深め、特色ある学科・コース等を有し、職業教育に関する交流及び共同学習が可能となる次の3校を推進校に指定する。

高円高等学校、山辺高等学校、二階堂高等学校

3 インクルーシブ教育の推進

推進校及び県立高等養護学校は、共生社会の実現に向け、両校の生徒の経験を広め、社会性を養い、多様性を尊重する心を育むために、交流及び共同学習を行う。

- (1) 推進校及び県立高等養護学校は、交流及び共同学習のねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど、交流及び共同学習の計画的・組織的な推進を行う。
- (2) 検討が必要な事項が生じた場合は、推進校及び県立高等養護学校の管理職及び教員で構成する「インクルーシブ教育推進協議会」で協議する。
- (3) 県教育委員会は、推進校及び県立高等養護学校の実践について、改善方策を提案・助言し、また、その成果を検証する。

4 推進校の指定の期間

指定期間は、原則として3年間とする。ただし、必要に応じて同一学校を再度指定することができる。

5 その他

上記に定めるもののほか必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則

この要項は、平成26年5月14日から施行する。